

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例
の一部を改正する条例

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年
神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不
適正処理の防止等に関する条例

第1条中「ため、」の次に「資源の循環的な利用等の推進及び」
を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 資源の循環的な利用等 次に掲げる事項をいう。

ア 発生抑制（原材料が効率的に利用されること、製品がな
るべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄
物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下この号にお
いて同じ。）となることができるだけ抑制されることをい
う。）

イ 再使用（廃棄物等のうち有用な物を製品としてそのまま
使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）
及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として
使用することをいう。）

ウ 再生利用（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部を原
材料として利用することをいう。）

エ 熱回収（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部であっ
て、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性の
あるものを熱を得ることに利用することをいう。）

(2) 廃棄物の適正処理 廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行
い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理
するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵
守することをいう。

第2条第3号中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に、
「適正処理が」を「廃棄物の適正処理が」に改める。

第3条中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用
等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄
物の不適正処理」に改め、同条に次の1項を加える。

3 県は、市町村と連携して、資源の循環的な利用等及び廃棄物

の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(プラスチックに係る資源の循環的な利用等)

第3条の2 県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックが使用されている製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならない。

第4条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第4項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第5条第2項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第6条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第2項中「発生抑制等の推進及び不適正処理」を「資源の循環的な利用等及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理」に改める。

第7条中「みだりに」の次に「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を加え、同条に次の1項を加える。

2 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、海岸、河川、道路等における廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

第8条及び第9条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(プラスチック資源循環推進等計画の策定)

第9条の2 知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等(以下この条において「プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する計画(以下この条において「プラスチック資源循環推進等計画」という。)を定めなければならない。

2 前項のプラスチック資源循環推進等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針
- (2) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等のために重点的に講ずべき方策に関する事項
- (3) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携及び情報交換の促進のための方策に関する事項
- (4) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等についての教育及び学習の振興のための方策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等を図るために必要な事項

3 知事は、プラスチック資源循環推進等計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第10条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合

第12条第3項及び第13条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第14条中「第9条から」を「第9条、第10条から」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であつて、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。